



第13号様式（第2条関係）

準備書見解書

平成29年10月13日

(あて先) 浜松市長

住所 静岡県浜松市南区高塚町300番地

氏名 スズキ株式会社

代表取締役社長 鈴木俊宏



浜松市環境影響評価条例 第30条 第1項の規定により、下記のとおり提出します。

記

事業又は対象事業の名称	(仮称) 青谷コース新設事業
意見書の件数	1件
意見の件数	5件
意見の概要	別紙参照
意見に対する見解	別紙参照

意見番号	意見の概要	意見に対する見解
1-1	<p>今秋改訂される予定の静岡県レッドリストには、今回の事業予定地に生息する種で、カテゴリー区分のランクアップが検討されているもの(例えば [REDACTED])がある。カテゴリー区分が変われば保護方針や対応も変わり、「低減又は代償措置」でなく「回避又は低減」が必要となる。カテゴリー区分が変更された場合には、現在の環境保全措置を再度検討する必要があると思われるがいかがか。</p>	<p>事業予定地の [REDACTED] について は、事業計画の一部変更によって影響の低減に努めます。 最も重要な源流部およびその集水域を残存させ、その持続的な生息を維持できるよう保全計画を策定しています。</p> <p>あわせて実施する代償措置(放流・移設)に関しては、周辺河川で遺伝子の多様性や環境調査を実施した上で移設候補地を設定し、必要に応じて専門家のアドバイスを参考にしつつ放流計画を策定します。その後も事後モニタリングを実施し、その結果を順応的管理にフィードバックしていく計画です。</p> <p>よって、現段階では環境保全措置を再検討する必要はないと考えています。</p>
1-2	<p>方法書への県知事意見には、「工事中の排水における濁りや汚れ(pH等)による影響について、自主的な管理基準値の設定を検討すること」とあるが、どのような検討がなされたのか。</p>	<p>コンクリート打設に伴う強アルカリ排水対策として、工事中に中和処理設備の設置を計画しており、「pH6.5～7.8」の自管理値を設定する予定です。また、工事中の濁りについては、「SS 70mg/L」の自管理値を設定する予定です。</p>
1-3	<p>工事中の排水における濁りや汚れ(pH等)に係る自管理基準値を決めた場合に、その順守をモニタリングする方法として、どのような方法をとるのか。</p>	<p>工事中のアルカリ排水、濁水対策として自管理値(pH、SS)を設定し、工事期間中の稼働日に定期観測(作業前、作業中、作業後の3回/日)を行う予定です。</p> <p>また、観測の結果、自管理値の範囲外となった場合には、ただちに原因を究明し、対応策を検討のうえ、早急に現実的な対策を実施するよう努めます。</p>
1-4	<p>濁りを低減するため沈砂池を設けることが検討されているが、沈砂池での濁り低減効果は小さい。実効ある対策を講じてほしい。</p>	<p>工事施工箇所では極力濁水を発生させないよう、清水、濁水の分離排水を行います。濁水は、主に土工事の施工箇所で発生するので、当該地に仮設沈砂池を設け、発生源でできるだけ土砂を除去する措置を講じます。</p> <p>下流部には凝集剤で沈殿促進をはかる濁水処理設備を設置し、放流水の濁り低減を図ります。</p>
1-5	<p>コンクリート施工時に発生する排水の中和処理施設として、具体的にどのようなものを検討しているか。</p>	<p>コンクリート打設に伴う強アルカリ排水対策として、現時点では炭酸ガスによる中和処理方式の設備を想定しています。</p> <p>また、強アルカリ排水量を抑えるため、コンクリート構造物施工範囲を仮締切りし、造成地の雨水排水や背後山地からの表流水と、処理対象のアルカリ排水を分離する仮設工を併用し、中和処理設備を設置する予定です。</p>